

協議の背景(運行経緯・市町村運営有償運送について)と主旨

1. 加茂市営市民バス「戸倉線」「村松線」運行の経緯

蒲鉄小型バス株式会社が運行していたバス路線「加茂線」「戸倉線」が平成 21 年 9 月末で廃止となったため、その廃止代替手段として、平成 21 年 10 月 1 日より、五泉市と加茂市を結ぶ加茂市営市民バスが運行を開始した。運行方法については加茂市直営の市町村運営有償運送とし、五泉市と加茂市を結ぶ生活交通路線として運行を行っている。

2. 市町村運営有償運送について

市町村運営有償運送を行うには、道路運送法第 79 条による新潟県知事の登録を受けなければならない、登録の有効期間は 2 年(更新時、要件を満たした場合は 3 年)となっている。

現登録期間は今年度 9 月 30 日で期間満了をむかえるが、更新を行うためには五泉市地域公共交通活性化協議会の同意が必要となる。(※道路運送法施行規則第 51 条の 10)

※これまでの登録の履歴

- 平成 21 年 運行開始 (登録期間:平成 21 年 10 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日)
- 平成 23 年 運行期間更新 (登録期間:平成 23 年 10 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日)
- 平成 26 年 運行期間更新 (登録期間:平成 26 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日)
- 平成 29 年 運行期間更新 (登録期間:平成 29 年 10 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日)

3. 協議の主旨

いずれの路線も五泉市と加茂市を結ぶ生活路線として重要な役割を果たしており、かつ、他者が運行を代替することも事実上困難であることから加茂市営市民バスが運行を行うことは必要である。

当協議の主旨は、加茂市(加茂市営市民バス)が道路運送法第 79 条により市町村運営有償運送を行うことが必要であると認め、運行することに対し当協議会として同意する点について、委員各位へ承認の意思確認および意見聴取を行うものである。

- ・実施主体 : 加茂市(加茂市営市民バス)
- ・運行路線 : 「戸倉線」(原～戸倉経由～加茂市役所)
「村松線」(村松駅～大蒲原経由～加茂市役所)